

〔下記表内の地区区分について〕

地区		用途地域等
住宅	住宅専用	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、田園住居地域
	住宅混在	第1・2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域
商業		近隣商業地域、商業地域
工業		工業専用地域
田園		市街化調整区域

〔明度、彩度の基準〕

項目	基準																																
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は落ち着いたものとし、周辺景観との調和に努める。 ・周辺の建築物と色調を合わせるなど、周辺景観から突出したデザインにならないように努める。 ・外壁、屋根など外観に使用する色彩はマンセル表色系において、次の範囲内の数値とする。 ただし、無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラス等を使用する部分は除く。 また、各壁面の見付面積の10分の1以下の部分は除く。 																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地区</th> <th>明度</th> <th colspan="2">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住宅</td> <td>住宅専用</td> <td>4以上 9以下</td> <td>R系、YR系、Y系 その他の色相</td> <td>4以下 2以下</td> </tr> <tr> <td>住宅混在</td> <td>4以上 9以下</td> <td>R系、YR系、Y系 その他の色相</td> <td>4以下 2以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">商業</td> <td>なし</td> <td>R系、YR系 Y系 その他の色相</td> <td>6以下 4以下 2以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">工業</td> <td>4以上 9以下</td> <td>R系、YR系、Y系 その他の色相</td> <td>4以下 2以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">田園</td> <td>4以上 9以下</td> <td>R系、YR系、Y系 その他の色相</td> <td>4以下 2以下</td> </tr> </tbody> </table>				地区		明度	彩度		住宅	住宅専用	4以上 9以下	R系、YR系、Y系 その他の色相	4以下 2以下	住宅混在	4以上 9以下	R系、YR系、Y系 その他の色相	4以下 2以下	商業		なし	R系、YR系 Y系 その他の色相	6以下 4以下 2以下	工業		4以上 9以下	R系、YR系、Y系 その他の色相	4以下 2以下	田園		4以上 9以下	R系、YR系、Y系 その他の色相	4以下 2以下
	地区		明度	彩度																													
	住宅	住宅専用	4以上 9以下	R系、YR系、Y系 その他の色相	4以下 2以下																												
		住宅混在	4以上 9以下	R系、YR系、Y系 その他の色相	4以下 2以下																												
	商業		なし	R系、YR系 Y系 その他の色相	6以下 4以下 2以下																												
	工業		4以上 9以下	R系、YR系、Y系 その他の色相	4以下 2以下																												
田園		4以上 9以下	R系、YR系、Y系 その他の色相	4以下 2以下																													
<ul style="list-style-type: none"> ・商業地区の低層部では、アクセントカラーを使用するなど、色彩の演出に工夫する。 																																	